

令和3年

行方市農業委員会

# 第1回総会会議録

(令和3年1月25日)

令和3年1月25日 行方市農業委員会第1回総会を行方市役所北浦庁舎第1会議室において開催し、その内容は次のとおりである。

#### 1 本日の会議に付した議案

議案第 1号	農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可について
議案第 2号	農地法第5条の規定による許可申請に対する権利の設定、移転を伴う転用許可について
議案第 3号	現況証明願について
議案第 4号	農地パトロール（許可後の実施状況）について
議案第 5号	行方市農用地利用集積計画（農地中間管理事業）の決定について
議案第 6号	農地中間管理事業の推進に関する農用地利用配分計画案の意見決定について
報告第 1号	令和3年度行方市農業施策に関する要望書の回答について
報告第 2号	農地パトロール（利用状況調査）結果報告について
報告第 3号	農地法第6条の規定による農地所有適格法人報告書の要件確認について
報告第 4号	農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について
報告第 5号	農地法第3条の3第1項の規定による届出の受理について
報告第 6号	農業委員活動状況について

#### 2 本日の出席委員

1番 平塚 実	2番 横瀬 忠美	3番 古渡 武文
4番 内藤 宏一	6番 中城 かおり	7番 風間 啓次
8番 根本 正義	9番 小沼 正二	10番 郡司 正彦
11番 椎名 勇	12番 吉田 正弘	13番 高塚 利英
14番 根崎 和枝	15番 方波見 弘子	16番 原 文夫
17番 清水 量	18番 横山 司	19番 山野 貴司

#### 3 本日の欠席委員

なし

#### 4 議事内容

事務局	(開会宣言) 午後3時00分 (会長挨拶)
事務局	ただいまより、令和3年行方市農業委員会第1回総会を開会させていただきます。総会議事日程第2、会長挨拶。清水農業委員会会長よりご挨拶をお願いいたします。
会長	令和3年の新年を迎えたということで、謹んでお慶びを申し上げます。年を改まってもまだ感染症が終息しないということで、茨城県独自の緊急事態宣言ということで出されているということでございます。こういう事態でございますので、その意味合いというものは重いものがあるということでございますので、いましばらく慎重な行動をとっていかなくてはいけないというふうに思っております。

そういう中でも農業委員会に課せられた職務といいますか、そういうことはきちんとこなしていかなければいけないということでございます。また、今年の8月いっぱいまで任期が切れて改選になるということで、スムーズに新しい体制に向けて2月の中から3月の中旬までが募集期間ということでございますので、現職の皆様方にはご協力をいただいて、スムーズな改選がとれるようによろしくお願いをしたいと思っております。

感染症対策をとっての総会ということでございます。スムーズに進めてまいりたいというふうに思っておりますので、協力のほどよろしくお願い申し上げます。総会の前のご挨拶にかえさせていただきます。よろしくお願いいたします。

事務局 ありがとうございます。

(経過報告)

事務局 日程第3、経過報告。

別紙1月行事経過報告により説明させていただきます。行事経過報告をご覧くださいと思います。

1月25日、本日農地部会と農政部会がこの総会前に行われました。農地部会と事務局、農政部会と事務局で行いました。また、本日の総会が第1回総会ということでただいまの総会でございます。今月会長研修会やフォーラムとかも中止になったために本日だけということになっております。以上、報告いたします。

(議長の選出)

事務局 日程第4に入ります。

議長の選出につきましては、農業委員会規則第5条第1項により清水会長に議長としての議事進行をお願いいたします。よろしくお願い致します。

(資格審査報告)

議長 それでは、ただいまの出席委員は18名、欠席委員は0名でございますので、定数に達しております。したがって、本日の総会が成立することをご報告申し上げます。

(会期の決定)

議長 本日の会期は本日1日といたしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

議員 異議なし。

議長 異議なしと認め、会期は本日1日といたします。

(会議録署名人の選出)

議長 会議録署名人を議長において次のように指名いたします。

11番椎名 勇委員 12番吉田正弘委員

(書記の選出)

議	長	総会書記として事務局の寺坂事務局長補佐、藤野係長を任命いたします。
		(議事日程報告)
議	長	議事日程は別紙日程表のとおりでございます。
		(議案の審議)
議	長	それでは、議案の審議に入ります。
		(議案第1号)
議	長	議案第1号 農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可についての件を議題といたします。事務局より説明願います。
事 務 局		議案第1号について説明する (別紙議案書のとおり。事務局説明は事前配布のため割愛。)
議	長	それでは、事務局説明を割愛させていただいて、早速審議に入らせていただきます。1項ごとに審議をいたします。
8	番	1項の調査員より調査の報告を求めます。 8番、根本です。第1項について調査報告いたします。 第1項、譲受人は市内行戸在住の58歳、農業の男性。譲渡人は市内小貫地区在住の56歳、会社員の男性です。土地は小貫地内の畑及び玉造甲地内の畑、全2筆、計5,932㎡です。申請理由は、規模を拡大し、経営の安定を図るため、区分は売買による所有権の移転であります。譲受人は、自作地、借入地合わせて730aを耕作し、ハウス栽培で葉物野菜を中心に露地野菜等大規模に経営しています。研修生5人を雇用し、施設、機械等も全てそろっており、許可することに何の問題もないと調査してまいりました。皆様のご審議のほどよろしく願います。以上です。
議	長	調査の結果は、何の問題もないものということでございます。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全 員		異議なし。(全員一致)
議	長	異議なしと認め、1項は原案のとおり可決いたします。
議	長	次に、2項の調査員より調査の報告を求めます。
1 0	番	10番、郡司です。第2項の調査報告します。 譲受人は87歳で、行方市井上に在住し、農業の方です。夫婦で水稲、露地野菜を143a営農しております。譲渡人は59歳で、同市井上に在住し、無職の方です。申請理由は、農業経営の規模拡大し、経営の安定を図るためです。区分は売買による所有権移転です。調査の結果、問題ないものと調査してまいりました。皆様方のご審議よろしく願います。以上です。
議	長	調査の結果は、問題のないものということでございます。審議をお願いいたしま

		す。ご異議ございませんか。
全 員	員	異議なし。(全員一致)
議 長	長	異議なしと認め、2項は原案のとおり可決いたします。
議 7	長 番	次に、3項の調査員より調査の報告を求めます。 7番、風間です。第3項の調査報告をいたします。 譲受人は銚田市在住、70歳、農業の男性です。田畑合わせて228aを耕作しています。主に田112a、畑116a、畑は主にブルーベリーだそうです。譲渡人は同居する親の90歳女性です。申請事由は、経営移譲で、区分は所有権移転です。母が高齢であるため、農業経営の安定を図るそうです。調査の結果、問題ないものと調査してまいりました。ご審議のほどよろしく申し上げます。以上です。
議 長	長	調査の結果は、何の問題もないものということでございます。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全 員	員	異議なし。(全員一致)
議 長	長	異議なしと認め、3項は原案のとおり可決いたします。
議 4	長 番	次に、4項の調査員より調査の報告を求めます。 4番、内藤です。第4項の調査報告をいたします。 譲受人は小美玉市倉敷に在住する62歳、農業の男性です。譲渡人は行方市八木蒔に在住する95歳、農業の男性です。申請事由につきましては、農業経営を規模拡大し、経営の安定を図る。区分については売買による所有権移転です。譲渡人は高齢になり、これまで作業委託で耕作しておりましたが、このたび譲受人に譲るということでございました。現地は、国道355号消防浜出張所からかすみがうらに向かって300mのところでございます。譲受人は小美玉市とはいっても行方市との境で近いところであり、申請地までは距離で2km、時間で5分ぐらいのところがあります。農機具等も整っており、問題がないと思われま。調査結果、問題なく許可相当と調査をしてまいりました。皆様方のご審議をよろしく申し上げます。以上です。
議 長	長	調査の結果は、通作距離も2kmほどで何の問題のないものということでございます。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全 員	員	異議なし。(全員一致)
議 長	長	異議なしと認め、4項は原案のとおり可決いたします。
議 3	長 番	次に、5項の調査員より調査の報告を求めます。 3番、古渡です。第5項の調査報告をいたします。 譲受人は、行方市玉造甲に住む農業をやっている36歳の男性です。譲渡人は、同市玉造甲に住む無職の80歳の男性です。受人は花卉、主にチューリップなどをやっていて、農作業日数300日、場所は玉造ベイシアから南東へ200m行ったところ。申請事由は、農業経営の規模拡大、区分は賃貸借権でございます。農機具もそろっており、何ら問題はないと調査してまいりました。皆様方のご審議よろ

		しくお願いいたします。以上です。
議	長	調査の結果は、何ら問題のないものということでございます。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全	員	異議なし。(全員一致)
議	長	異議なしと認め、5項は原案のとおり可決いたします。
議	長	次に、6項の調査員より調査の報告を求めます。
3	番	3番、古渡です。第6項の調査報告いたします。 譲受人は、行方市玉造甲に住む会社員兼農業の57歳の男性です。譲渡人は、行方市玉造乙に住む無職の70歳の女性です。受人は、田畑合わせて124aやっているそうです。申請事由は、記載のとおり農業経営の規模拡大、区分は売買による所有権移転でございます。場所は、玉造ベシアから東へ向かって300mぐらい行ったところになります。農作業も年間150日、農機具、トラックもそろっており、何ら問題がないと調査してまいりました。皆様方のご審議よろしくお願いいたします。以上です。
議	長	調査の結果は、何ら問題なく許可が相当ということでございます。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全	員	異議なし。(全員一致)
議	長	異議なしと認め、6項は原案のとおり可決いたします。
議	長	次に、7項の調査員より調査の報告を求めます。
1	9番	19番、山野です。第7項の調査報告をします。 譲受人、年齢52歳、市内根小屋在住、会社員の男性の方でございます。田畑合わせて3.5haを営農しております。メインは水稻でございます。譲渡人については、年齢84歳、譲受人とは親子関係の方でございます。申請事由ですが、議案書に記載のとおりでございます。譲与による経営移譲で申請され、経営の安定を図るとのことございました。区分については、所有権移転でございます。何ら問題のないものと調査してまいりました。皆様方のご審議よろしくお願いをいたします。以上です。
議	長	調査の結果は、何ら問題のないものということでございます。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全	員	異議なし。(全員一致)
議	長	異議なしと認め、7項は原案のとおり可決いたします。
議	長	次に、8項の調査員より調査の報告を求めます。
1	6番	16番、原です。8項の調査報告をいたします。 譲受人は、市内内宿に在住し、農業兼会社経営をしている65歳の方であります。水稻、ジャガイモ等を356aほど耕作しております。譲渡人は市内内宿に在住する59歳の方であります。申請理由は、農業経営の規模拡大のため、当該農地を売買により所有権の移転をしたいというものでございます。農機具を所有するなど諸

		要件を満たしており、問題ないものと調査してまいりました。皆様方のご審議よろしくお願いたします。以上でございます。
議	長	調査の結果は問題のないものということでございます。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
		異議なし。(全員一致)
議	長	異議なしと認め、8項は原案のとおり可決いたします。
議	長	次に、9から13項は関連がございますので、一括審議といたします。調査員より調査の報告を求めます。
1	6	番
		16番、原です。9項から13項は関連がございますので、一括して報告いたします。この案件につきましては、清水会長と調査してまいりました。譲受人は、東京都に住所のある54歳の方でございます。実家がある市内両宿に137aの農地を所有し、年間152日程度農作業をして、醸造用のブドウの栽培の準備をしております。9項の譲渡人は、市内在住86歳の方です。10項の渡人は両宿に在住する76歳の方、11項の渡人は両宿に在住する63歳の方、12項の渡人は両宿に在住する49歳の方、13項の渡人は次木に在住する67歳の方でございます。申請事由は、醸造用ブドウ栽培の規模拡大のためであります。9項は売買による所有権移転でございます。10項から13項は、賃貸借権の設定をしたいというものでございます。トラクター、軽トラック、倉庫等も所有しており、春にブドウ苗を植える準備中でございました。許可してもよいものと調査してまいりました。皆様方のご審議よろしくお願いたします。以上でございます。
議	長	調査の結果は、許可が相当ということでございます。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全	員	異議なし。(全員一致)
議	長	異議なしと認め、9項と、10項、11項、12項、13項は原案のとおり可決いたします。
		(議案第2号)
議	長	議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請に対する権利の設定、移転を伴う転用許可についての件を議題といたします。事務局より説明願います。
事	務	局
		議案第2号について説明する(別紙議案書のとおり。事務局説明は事前配布のため割愛。)
議	長	それでは、早速審議に入ります。1項、2項は関連がございますので、一括審議といたします。調査員より調査の報告を求めます。
1	0	番
		10番、郡司です。第1項、第2項は関連がありますから一括で調査報告いたします。この案件については、古渡委員とともに調査してまいりました。1項、2項の譲受人は、東京都世田谷区で不動産業の会社を営み、代表取締役の

方です。第1項の譲渡人は64歳で、行方市藤井に在住し、無職の方です。第2項の譲渡人は72歳で、同市藤井に在住し、農業の方です。申請事由については記載のとおりで、太陽光発電設備、区分は賃貸借権です。場所は行方病院より南へ約2kmのところになります。田畑半分以上が傾斜地で、現在は耕作されておりませんでした。事業計画書、見積書、残高証明書など必要書類とも添付されているため、許可相当と調査してまいりました。皆様のご審議よろしく申し上げます。以上です。

議 長 調査の結果は、必要書類も添付されており、許可相当ということでございます。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。

全 員 異議なし。(全員一致)

議 長 異議なしと認め、1項、2項は原案のとおり可決いたします。

議 長 次に、3項、4項関連がございますので、一括審議といたします。

3 番 3番、古渡です。3項、4項は関連ありますから一緒に報告いたします。3項、4項の調査をしてまいりました。この案件には郡司委員に同行していただきました。

3項、4項同じで、譲受人は銚田市に住む不動産業を営む82歳の男性です。3項の譲渡人は、行方市玉造甲に住む65歳の農業をやっている男性です。4項のほうは、行方市手賀に住む無職の79歳の男性です。場所は、玉造中学校から東へ300mぐらい入ったところになります。申請事由は、記載のとおり建売住宅で、区分は所有権移転でございます。必要書類も添付されており、許可相当と調査してまいりました。皆様方のご審議よろしくをお願いいたします。以上です。

議 長 調査の結果は、必要書類も添付されており、許可相当ということでございます。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。

全 員 異議なし。(全員一致)

議 長 異議なしと認め、3項、4項は原案のとおり可決いたします。

(議案第3号)

議 長 議案第3号 現況証明願についての件を議題といたします。事務局より説明願います。

事 務 局 議案第3号について説明する(別紙議案書のとおり。事務局説明は事前配布のため割愛。)

議 長 1項ごとに審査をします。1項の調査員より調査の報告を求めます。

1 0 番 10番、郡司です。第1項の調査報告いたします。この案件につきましては、古渡委員とともに調査してまいりました。

申請人は72歳で、行方市藤井に在住し、農業の方です。申請事由については、地目変更登記のための農地証明の交付になります。場所は、行方病院より南に約2kmのところになります。平成13年頃から約20年以上耕作しておらず、現在は竹林化している状況でした。農地に復元するのはきわめて困難な状況であると判断し、



		非農地証明書の交付は妥当であると調査してまいりました。皆様のご審議よろしく お願いします。以上です。
議	長	調査の結果は、非農地証明を交付するのは妥当であるということでございます。審 議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全	員	異議なし。(全員一致)
議	長	異議なしと認め、1項は証明書を交付することに決定いたします。
議	長	次に、2項の調査員より調査の報告を求めます。
1	9番	19番、山野です。第2項について、横山、平塚委員の協力を得て、また事務局の 同行もいただいて調査しましたので、ご報告をいたします。 申請人は年齢73歳、矢幡在住、無職の男性の方でございます。願出要旨は、議案 書に記載のとおりでございます。地目変更登記のため、区分については非農地証明 ということでございます。現場を確認しましたが、農地に復元するための物理的な 条件について著しく困難と見てきました。また、本人に確認したところ、30年以 上前から耕作しておらず、現在は山林化していました。場所については、裏に添付 されている現地案内図公図をご覧いただきたいというふうに思います。証明書の発 行に問題ないものと調査をしましたので、皆様のご審議をよろしく願いをいたし ます。以上です。
議	長	調査の結果は、農地に復元するのは著しく困難であるということで、非農地証明を 発行しても問題がないものであるということでございます。審議をお願いいたしま す。ご異議ございませんか。
全	員	異議なし。(全員一致)
議	長	異議なしと認め、2項は証明書を交付することに決定いたします。
議	長	次に、3項、4項は事務局の報告のとおり取下げになりました。
議	長	次に、5項の調査員より調査の報告を求めます。
1	9番	19番、山野です。第5項について、この案件についても横山、平塚委員のご協力 を得て、また事務局の同行もいただきまして調査しましたので、報告をいたしま す。 申請人の年齢は62歳、矢幡在住、無職の男性の方でございます。願出要旨は議案 書に記載のとおりでございます。地目変更登記のため、区分については非農地証明 でございます。これもまた現場を確認してきましたが、農地に転用するため物理的 な条件については著しく困難と見てきました。また、本人に確認したところ、25 年前から耕作しておらず、現在は竹林化しているとのことでございました。場所に ついては議案に添付されている現地案内構図をご覧いただきたいというふうに思い ます。証明書の発行に問題ないものと調査をしてまいりましたので、皆様方のご審 議をよろしく願いいたします。以上です。
議	長	調査の結果は、農地に復元するのは著しく困難であり、証明書を交付することに問 題がないものであるということでございます。審議をお願いいたします。ご異議ご

		ございませんか。
全 議	員 長	異議なし。(全員一致) 異議なしと認め、5項は証明書を交付することに決定いたします。
		(議案第4号)
議	長	議案第4号 農地パトロール(許可後の実施状況)についての件を議題といたします。事務局より説明願います。
事 務 局		議案第4号について説明する。 別紙のとおりということで、資料No.1のほうをご覧いただきたいと思います。許可後の実施状況調査は、毎年実施をさせていただいております農地パトロールでございまして、実施区域のほうは市内全域になります。実施内容につきましては、平成31年4月から令和2年3月までの転用許可を受けたものでございます。既に工事を完了して完了届の提出されているものは除いてあります。農地法第4条、第5条、一時転用、農地改良、制限除外、営農型太陽光などが対象ということで、実施時期は来年の2月ということで予定しております。 班編成でございますが、この次のページの令和3年第1回農地パトロール班編成表をご覧いただきたいと思います。麻生地区、北浦地区、玉造地区全て2班体制ということで、農地部会のほうで協議していただいた中で班編成をしております。各地区、日時、集合場所等を別紙に記載してございますので、それぞれよろしくお願ひしたいと思います。麻生地区につきましては、2月3日、北浦地区につきましては2月4日、玉造地区につきましては、2月5日ということでございます。1時半と2時からとありますので、注意していただいご協力いただければと思います。以上です。
議	長	農地パトロールにつきましては、本日総会前に農地部会を開催し、審議をいただいております。ここで横山農地部会長より報告を求めます。
1 8 番		18番、横山です。それでは報告をいたします。 総会前に農地部会を開催いたしまして、ただいま事務局より説明がありましたとおり、農地パトロールについて審議をいたしました。今回は転用許可後の実施状況について確認するためにパトロールを実施いたします。日程及び班編成、担当委員につきましては、別紙に記載されたとおりになりますので、確認のほうをよろしくお願ひいたします。 大変お忙しい時期ではありますが、ご協力を何とぞよろしくお願ひいたします。以上、終わります。
議	長	ありがとうございました。ただいまの説明に対して審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全 議	員 長	異議なし。(全員一致) 異議なしと認め、原案のとおり実施することに決定いたします。

		(議案第5号)
議	長	議案第5号 行方市農用地利用集積計画(農地中間管理事業)の決定についての件を議題といたします。事務局より説明願います。
事	務	議案第5号について説明する。
局		別紙のとおりということで、資料No.2をご覧いただきたいと思います。茨城県農地中間管理機構として、農地中間管理事業を実施する公益社団法人茨城県農林振興公社が農地中間管理権を取得する計画です。
		2枚目の農地中間管理事業総括表でご説明いたします。新規の設定で田のみ1件、2筆、3, 343㎡となります。
		次のページの農地中間管理事業一覧表ということで、設定者、受ける者、土地、期間、賃借料、契約年数が記載されておりますので、ご確認いただきたいと思ます。以上です。
議	長	それでは審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全	員	異議なし。(全員一致)
議	長	異議なしと認め、行方市農用地利用集積計画(農地中間管理事業)の決定については、原案のとおり決定いたします。
		(議案第6号)
議	長	議案第6号 農地中間管理事業の推進に関する農用地利用配分計画案の意見決定についての件を議題といたします。事務局より説明願います。
事	務	議案第6号について説明する。
局		別紙のとおりということで、資料No.3をご覧いただきたいと思います。令和3年1月5日付で行方市長より行方市農業委員長宛てに農用地利用配分計画案に係る意見を求められております。計画案につきましては、農地中間管理事業を実施する公益社団法人茨城県農林振興公社の要請により市が公社に提出するもので、計画案が2筆、3, 343㎡です。詳細につきましては、裏面の一覧表でご確認いただきたいと思ます。
		なお、議案第5号の農用地利用集積計画の公告と本配分計画案の決定は、同時施行といたします。これにより農地中間管理権を得た農地中間管理機構が農用地利用配分計画を定め公告することにより、農地中間管理機構が受け手に農地を貸し付けるという手続の流れとなります。以上です。
議	長	それでは、審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全	員	異議なし。(全員一致)
議	長	異議なしと認め、農地中間管理事業の推進に関する農用地利用配分計画案の意見決定については、原案のとおり決定といたします。

		(報告第1号)
議	長	次に、報告案件に入ります。 報告第1号 令和3年度行方市農業施策に関する要望書の回答について、事務局より説明願います。
事	務	報告第1号について説明する。 別紙のとおりということで、資料No.4をご覧いただきたいと思います。昨年12月9日に役員さんで要望書を市長へ提出しております。それを受けまして、1月6日付で回答書がございました。 内容につきましては、大変申し訳ございませんが、事前に配付しておりますので、各自ご確認いただきたいと思います。
議	長	ただいま事務局より説明がございました。これについてご異議はございませんか。
全	員	異議なし。(全員一致)
議	長	報告第1号は承認します。
		(報告第2号)
議	長	次に、報告第2号 農地パトロール(利用状況調査)結果報告についての件を議題といたします。事務局より説明願います。
事	務	報告第2号について説明する。 別紙のとおりということで、資料No.5のほうをご覧いただきたいと思います。昨年7月に農業委員、推進委員の皆様にご協力いただきまして実施しました利用状況調査の結果が集計できましたので、ご報告するものです。 1枚目の1ページ目が各地区の明細になっております。次のページから麻生、北浦、玉造地区のそれぞれの大字ごとの集計となっております。そして最後のページになりますが、1月18日現在での利用意向調査の集計の状況となっております。確認のほうをいただければと思います。
議	長	ここで各地区の代表委員さんより農地利用状況調査の内容報告をお願いいたします。初めに、北浦地区代表で原農地部会長代理者より報告を願います。
1	6	番 16番、原です。それでは北浦地区の農地パトロールの結果につきましてご報告させていただきます。 北浦地区の農地パトロールは、7月28日、29日の2日間実施を行いました。A分類について、筆数が43筆、面積が6万9,176㎡うち農用地区域内が、筆数が21筆で、面積が3万3,677㎡であります。B分類地域は、筆数が15筆、面積が1万7,307㎡うち農用地区域内の筆数が2筆で、面積が1,429㎡でございます。合計で58筆、面積が8万6,513㎡でございます。うち農用地区域内の筆数が23筆で、面積が3万5,106㎡となっております。以上が北浦地区の農地パトロールの結果であります。以上でございます。

議	長	<p>ありがとうございます。次に、玉造地区代表で根崎委員さんに報告願います。</p> <p>1 4 番 1 4 番、根崎です。それでは、玉造地区の農地パトロールの結果についてご報告させていただきます。</p> <p>玉造地区の農地パトロールは、7月30日、31日の2日間に実施をいたしました。A分類について、筆数が62筆、面積が4万8,075㎡うち農用地区域内が筆数19筆で、面積が1万5,619㎡です。B分類について、筆数が28筆、面積が3万6,176㎡うち農用地区域内が筆数4筆で、面積5,352平方メートルです。合計90筆で、面積が8万4,251㎡うち農用地区域内が23筆で、面積が2万971㎡となります。以上が玉造地区の農地パトロールの結果です。以上。</p>
議	長	<p>ありがとうございます。最後に麻生地区代表で横山農地部会長より報告をお願いいたします。</p> <p>1 8 番 1 8 番、横山です。報告いたします。委員の皆様におかれましては7月の大変暑いお忙しい中、農地パトロール大変ご苦労さまでした。</p> <p>それでは、麻生地区農地パトロールの結果につきましてご報告をさせていただきます。</p> <p>麻生地区の農地パトロールは、7月21、22日の2日間実施をいたしました。A分類については、筆数が86、面積が8万4,314㎡うち農用地区が筆数で71、面積が6万2,284㎡。以上が麻生地区の農地パトロールの結果です。</p> <p>また、行方市全体といたしましては、A分類の筆数が191、面積が20万1,565㎡うち農用地域内が筆数で111、面積11万1,580㎡です。B分類の筆数が43、面積5万3,513㎡うち農用地域内が6筆、面積6,781㎡となります。合計で筆数が234、面積25万5,078㎡うち農用地域内が筆数で117、面積11万8,361㎡となります。</p> <p>委員の皆様には大変お忙しい中、また暑い中ご苦労さまでした。今後ともご協力のほど心からよろしくお願い申し上げます。以上です。</p>
議	長	<p>ありがとうございます。ただいま各地区代表委員よりご報告がございましたが、遊休農地対策は農業委員会として非常に重要な取組みの一つとなっておりますので、今後とも委員の皆様方のご協力をお願い申し上げます。</p> <p style="text-align: center;">(報告第3号) (報告第4号) (報告第5号) (報告第6号)</p>
議	長	<p>次に、報告第3号 農地法第6条の規定による農地所有適格法人報告書の要件確認について、報告第4号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について、報告第5号 農地法第3条の3第1項の規定による届出の受理について、報告第6号 農業委員活動状況について、以上の報告案件について一括して事務局より説明願います。</p>
事 務 局		<p>報告第3号について説明する。(別紙議案書のとおり)</p> <p>報告第4号について説明する。(別紙議案書のとおり)</p>

		報告第5号について説明する。(別紙議案書のとおり)
		報告第6号について説明する。(別紙議案書のとおり)
議	長	報告案件について審議を求めます。
		すみません。先ほど●●●●●●●●●●ですか、これ4項目のうち1項が否ですよ ね。こういう場合にはどういうふうな、どこか1項目がだめでも大丈夫なわけだ ね。要件確認、農地所有適格法人要件確認の売上げゼロでそれで適否の否になっ ているよね。そういった場合の対応というのは。
事	務	これを解消するように指導していくということ。
議	長	指導すればいいということですね。売ってないんだからしょうがないけれども。
事	務	二、三年こういう状況なのかなという感じがするんですけども。
議	長	それが後で解消されればいいということだね。今現在は否だということだね。売上 げがないからしょうがないよね。この4項目のうちどこか、今回は売ってないから ゼロでしょうがない、そういうことなんだろうと思うけれども、例えば一番最初の 経営面積、法人形態、そこがもし否だったらこれは完全にだめ。指導するんです か。
事	務	法人形態でなければ、そもそも農地所有適格法人ではないので。
議	長	でなかったら構成員分のところが適でなくて否だったら。
事	務	それを満たすように指導します。
議	長	直してもらえればいいとそういうことなんだね。分かりました。 どうぞ。
1	8	番
		1つ教えてください。18番、横山です。3番目にある●●●●●●●●●●と事務所 の所在地が書いてありましたが、行方市の農業委員会に報告して、これ報告受ける 根拠というのは事務所がどこにあるかでなくて、耕作している農地が行方市にある と報告しなくてはならないという意味ですか。
事	務	はい、そのとおりです。
1	8	番
議	長	分かりました。確認させてありがとうございました。 私のほう、これ●●●●●●●●●●さんは榊か何か作ってなかったですか。何か榊も やるような。
1	8	番
議	長	榊やっています。うちのほうの地区になります。 もう出荷始まっているんですか。
1	8	番
議	長	出荷はやっていない、順調に生育されています。だってたまに見ることがあるんで す。
		そうですか。はい、分かりました。定期的に見に行くということになっているの で、榊はどうなったのかと思って。
1	8	番
議	長	順調に育っていると。 そうでしょうね。榊やるわけだったんですものね。 それでは審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全	員	異議なし。(全員一致)
議	長	異議なしと認めます。

議

長 (閉会宣告) 午後3時40分  
これにて本総会に付議されました案件の審議は全て終了いたしました。よって、第1回総会を閉会いたします。大変ご苦勞さまでございました。ご協力ありがとうございました。